

無線局免許状 関A第11306号			
免許人	JARL 横須賀クラブ 代表者 鈴木宏明		
無線局の種類	アマチュア局		
無線局の目的	アマチュア業務用		
免許の年月日	昭和41年11月26日	免許の有効期間	昭和46年11月25日
法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行なわれる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。 昭和41年11月26日			
郵政大臣			

昔の「免許状」を集めてみました。一時期申請者に書かせる項目がありました。現在は、コンピュータにより印刷です。

(電波型式の表記がアマチュア無線のみ旧のままですが、近々に新に変わるとのこと。  
 A1→A1A A3J→J3E  
 F3→F3Eなど  
 さらに、各種型式を一括して表記されるとのことです。)

通信の相手方	アマチュア局		
通信事項	アマチュア業務に関する事項		
運用許容時間	常時		
無線設備の移動範囲(常置場所)	陸上 全国		
占有周波数帯幅の許容値(指定した場合に限るものとし、kcの数で示す。)、電波の型式及び周波数	空中線電力	呼出符号又は呼出名称	
A1 A3 3537.5kc A1 A3 7050kc A1 A3 14175kc A1 A3 21225kc A1 A3 28.85MC A1 A3 52MC A1 A3 115MC	10w	JA1YBQ	

発振方式	水晶発振
変調方式	振幅変調
空中線の型式及び構成	単一型八木型
備考	
昭和 年 月 日	
郵政大臣	

無線局免許状	
免許の年月日	昭和46年11月26日
免許の番号	関A第57284号
免許の有効期間	昭和51年11月25日まで
呼出符号若しくは無線局呼号又は呼出名称	JA1YBQ
免許人	JARL 横須賀クラブ 代表者 鈴木 宏明
無線局の種類	アマチュア局
無線局の目的	アマチュア業務用
通信の相手方	アマチュア局
通信事項	アマチュア業務に関する事項
無線設備の設置場所(又は移動範囲)	陸上 全国
占有周波数帯幅の許容値(指定した場合に限るものとし、KCの数で示す。)、電波の型式及び周波数並びに空中線電力	A1 A3J { 14175KC, 3537.5KC, 7050 KC, 21225KC } 10W A1 A3 F3 { 28.85MC, 52 MC } A1 F3 145MC F3 435 MC
運用許容時間	常時
備考	

昭和46年11月26日  
 関東電波監理局長

無線局免許状				呼出符号	JA1YBQ
氏名	JARL 横須賀クラブ 鈴木 宏明			免許の番号	関A第57284号
無線設備の設置(常置)場所	横須賀市上町2-7 奥村 友			免許の年月日	昭和46年11月26日
移動範囲	陸上	無線局の目的	アマチュア業務用	免許の有効期間	昭和51年11月25日まで
無線局の種類	アマチュア局	通信の相手方	アマチュア局	通信事項	アマチュア業務に関する事項
電波の型式・周波数・空中線電力	A1 1910kHz 10W A1 A3J { 3537.5kHz, 7050kHz, 14175kHz, 21225kHz, 28.85MHz } 10W (注) 3797.5MHz A3 F3 { 52 MHz, A3J 145MHz, F3 435MHz, F3 1257.5 MHz } 10W			運用許容時間	常時
				この周波数の使用は3.802MHzから3.900MHzまでの電波を受信する無線設備の運用に妨害を与えない場合に限る。 昭和51年7月6日 関東電波監理局長	

